

平成27年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年9月7日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年9月7日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の
議決について
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）の議決について
- 日程第 8 議案第52号 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第1号）の議決について
- 日程 第9 議案第53号 平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1
号）の議決について
- 日程第10 議案第54号 平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2
号）の議決について
- 日程第11 議案第55号 平成26年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第12 議案第56号 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 平成26年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につい
て
- 日程第16 議案第60号 平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金

の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

日程第17 陳情第 1号 三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情
(委員会付託)

日程第18 一般質問

○出席議員(12名)

1番 真井紀夫 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
8番 南靖久 議員	9番 榎本隆吉 議員
10番 高村泰徳 議員	11番 奥田尚佳 議員
12番 三鬼孝之 議員	13番 村田幸隆 議員

○欠席議員(1名)

7番 三鬼和昭 議員

○説明のため出席した者

市 長	岩田昭人 君
副 市 長	林 幸喜 君
会計管理者兼出納室長	川口清 君
市長公室長	北村琢磨 君
総務課長	下村新吾 君
財政課長	宇利崇 君
防災危機管理室長	大和勝浩 君
税務課長	大川勝之 君
市民サービス課長	濱田一志 君
福祉保健課長	三鬼望 君
環境課長	仲浩紀 君
水産商工食のまち課長	野地敬史 君

木のまち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長
教育委員長
教育長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育担当調整監
監査委員
監査委員事務局長

内山真杉君
更谷哲也君
尾上廣宣君
内山洋輔君
竹平專作君
上岡雄児君
二村直司君
佐野憲司君
芝山有朋君
山本樹君
千種伯行君
深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長
事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

内山雅善
岩本功
松永佳久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、7番、三鬼和昭議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において10番、高村泰徳議員、11番、奥田尚佳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から日程第16、議案第60号「平成26年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題の15議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） それでは、質疑通告に従いまして、2議案について質疑をさせていただきます。

議案第47号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第50号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の2議案について質疑をさせていただきます。

それでは、議案書の6ページをごらんください。

今回上程されております議案第47号につきましては、「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、先般提案理由の説明の中で、市長は、尾鷲市特別報酬審議会委員会の報酬については、従来、専門委員、学校医及びその他市長が別に定める非常勤職員として適用されていましたが、今回、改めて地方自治法第203条の2項にのっとり、報酬審議会委員の報

報酬額を明記するため別表の一部を改正する条例だと。単に特別報酬審議会委員の報酬額のみを条例にて明記するだけの条例の一部改定のみに見受けられます。

しかし、議案第50号、一般会計補正予算の中なんですけれども、19ページの中で、一般総務費の中で人事管理費21万9,000円の委員会報酬18万5,000円と旅費3万4,000円の予算が計上されております。今回、議案第47号で提案をされている特別職報酬審議会委員の報酬及び費用弁償の予算ではないかと判断するものでありますが、なぜこの時期に特別職報酬審議会委員を設置して、報酬審議委員会に諮問しようとする市長の基本的な考え方をまずはお示ししていただきたいと思います。

それに、今回その補正予算に計上されております21万9,000円の予算の詳細なる説明と今後の委員会のスケジュール等についてもお聞かせを願います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市特別職報酬等審議会の開催につきましては、平成16年度まではほぼ毎年開催されておりましたが、今日までの10年間、審議会は開催されておられません。当然、私が市長に就任してから一度も審議会が開催されていない状況にあることから、その時々々の経済状況にもよりますが、在任期間中に1回は審議会の意見を伺うことが必要であると判断をいたしたところであります。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（林幸喜君） 私のほうからは、なぜ尾鷲市特別職報酬等審議会だけ上程するのかという質問に対してお答えいたします。

尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する委員等の報酬額等は別表に定め、その支給区分、報酬額により支給するものでございます。

これは、地方自治法第203条の2第4項の規定により条例で定めなければならないとなっております。新たな委員会が設置され、委員等が委嘱される場合は同法にのっとり条例の別表に追加することとなっておりますが、従前から設置されている委員会、団体の中にはおのこの委員会設置条例を定めているものや、学校医のように医師会や他自治体との調整により報酬額に変動があるものにつきましては、市長が別に定める非常勤の職員として支給しております。

尾鷲市特別職報酬等審議会の委員も市長が別に定める非常勤の職員として報酬を支給しておりましたが、長年審議会を開催していなかったとはいえ、同審議会は市長の諮問により随時開催されることから、自治法にのっとり今回条例に規定するものであります。また、おのこの条例に報酬額の規定がない他の委員会等

においても総務課が取りまとめを行い、条例に規定していくものいたします。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 先ほど来の市長の考え方というのか、平成16年度までは開いておったと。多分、杉田市長の時代から、平成元年から2年ごとに繰り返し繰り返し開いておったというのが現状でございます、市長では自分の在職中に一度報酬審議会を開催して、今の三役及び議会の報酬が適当なのかどうかということを変更して民間の報酬審議委員の皆さんに諮問するということだと思うんですけれども、今回議案として額を定めた、あるいは予算として21万9,000円の予算を盛り込んできた、そういったことで明らかに報酬審議会を開く前提ですので、やはり市長として市政報告の中なり、あるいは予算説明の中で、この特別報酬審議会の開催については僕はある程度説明してもよかったのじゃないかなという思いがしております。

それと、これ、鈴木英敬知事の話なんですけれども、今年の4月に地方統一選挙がされて、その前に3月でしたか、新聞記事なんですけれども、プレス取材に対して、知事は、今も給与30%、ボーナス50%、退職金ゼロ、その方向でいくのですかという質問に対しては、特別職の報酬審議会の意見あるいは議会の意見を加味しながら今後については考えていきたいというような新聞記事があったと思うんですけれども、確かに、6月議会でしたか、真井議員さんの質問のやりとりの中で、市長は、みずからの報酬等については一度報酬審議会に諮りたいという答弁がなされたと思うんですね。そういった意味で今回の報酬審議会については、特に議会の議員報酬の場合は、平成7年から32万5,000円という形のもとで報酬審議会に答申をいただいてから、その後、現実には上がっていないんですね。それと、むしろ平成15年の報酬審議会においては、当時の塚原委員長のもとで、初めて1%減額ということで議員報酬が1%下げられて、現在の32万1,000円という形になったと思うんですね。

そして、いま一度その次の年が見直しをということで、僕、議員の報酬については、これは僕の個人の考えなんですけれども、前回の12月定例会においても人事院勧告に基づいて市三役と職員さんのアップの問題が出ました。当時、特に、村田議長の賢明な判断で、議員については上程しなくてもいいと、今の現状でいいんだということで、議会はアップについては上程をしませんでした。見送りました。そして、三役のアップについても賛成少数で否決して、三役も据え置きという形でおりますので、僕は、議員報酬については今の時期の上げ方というのは

どうかなという思いがあるんですけども、改めて、市長が真井さんの質問に対して答えた、みずからの報酬及び退職金等をかけるために設置してくれたのか、いま一度市長の考えをお聞きいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 審議会は10年ぶりの開催ということでありますので、私を初め副市長とか教育長の給料、期末勤勉手当等の報酬について意見を賜るということであります。当然議員や行政委員についても意見は賜りますけど、私としても議員が県下の中でも報酬は少ないということは自覚しておりますので、その件についても諮問はさせていただきますけれども、審議会の委員さんの意見を聞かせてもらいたいというふうに思っております。

真井議員との質問の中で、私の報酬とか退職金とか、そういった比率について諮問をかけますということでありましたので、そのことでその実践でありますけど、しかし、あわせて議員の皆さんの報酬についても諮問にかけて審議をしていただくということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長さん、先ほど議員についても確かに三重県下では一番低い報酬でここ20年間、そのままの報酬で頑張っておるんですけど、恐らく報酬審議会なんか開いたら、よし、この際で一生懸命働いてもらうのにちょっと頑張ってもろうて上げろかというような、僕はなかなかそういった答申が出にくいと思うんですね、今の尾鷲市の財政や経済情勢から考えまして。仮に、市長、今、市長は30%まだ今月までカットなんですか。どうなんですか、この前のとき、ちょっとそれだけ1点確認。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） はい。今現在は30%の報酬カットであります。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長は従来20%のカット、ボーナスもある程度カットしていただいておりますけれども、この市長の給与については、仕事に見合う、一生懸命仕事をしていただいたらもうカットする必要なんか僕はないと思うんですわ、僕はね。一生懸命していただいたら、対価に見合う仕事をしていただいたらいいと思いますので。もしも、今現在30%カットなんですけれども、仮に報酬審議会の答申の中で、市長の給与については従来に戻してはというような答申が出た場合、どのように判断しますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、最初に市長選に立たせていただいたときも、その給与カットについては当初から考えておりましたので、20%カットについては、それと期末勤勉の10%ですか、これについては引き続き継続してやらせてもらいたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長は自分の方針どおり基本的に引き続いてやらせていただくという決意をいただいたので、それはそれで賢明な判断かなと思いますけれども、次、その21万9,000円の予算の中身なんですけれども、これ、恐らく報酬審議会委員にのっとって7名の民間の方を選んで諮問されると思うんですけれども、スケジュールについては一体いつごろ誰を設置して、どのような形で答申をいただくのか。総務課長ですか、これは。総務課長のほうでお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） それでは、予算の内訳でございますが、2款1項1目の一般管理費の1節報酬18万5,000円の内訳といたしましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の委員報酬で日額を6,600円とし、委員7名で4回程度の会議を予定しております。

また、9節旅費につきましても、ふれあいバスの往復ということで1,200円の7名分、4回を予定しております。

また、審議会につきましても、予算がお認めいただければ10月に早速委員の方を任命させていただいて、でき得れば年内に審議会3回ないし4回をさせていただきたいと思っております。

また、委員さんにつきましては、前回平成16年度でしたんですが、商工会議所の代表者の方、金融機関、あと水産振興関係、森林組合おわせの方、あと商店街連合会、自治連合会、学識経験者というふうな7人の方で委員になっておられましたので、大体こういうふうな役職の方になっていただこうと予定しております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） どうもありがとうございました。よくわかることで、できたら年内に答申をいただくということで、審議委員の皆さんには御苦労さんだと思うんですけれども、しっかりした議論をしていただきたいなと思っております。

最後なんですけれども、この際ですので、先ほど副市長のほうが、その他の条例で明記されていない各委員さんというのはやっぱりかなりの数があると思うんですね。今もう学校の校医さんなんかは、予算的に四百数十万するような薬剤師の予算を組んでいるような状況の中で、やはりこれも別途、市長が定めるものとするということで1本の中で入れておりますけれども、やはり恒常的に金額の大きなやつについては地方自治法第203条4項にのっとった条例化をすべきだと強く思っておりますし、その他の細かい選任委員さんについても無制限じゃなしに予算を設定して、特に新宮市の場合なんか5,000円という上限を明記して、その他の委員については5,000円以上を超えない範囲で市長が別途定めるものとするというような条例をつけておりますので、できたら、尾鷲市も条件設定をした決め方をしていただきたいなと指摘をさせていただいて質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 答弁よろしいですか。

副市長。

副市長（林幸喜君） 今の御意見を心に受けとめて、これから総務課のほうと関係各課のほうで協議をして、上程に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 次に、6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） では、通告に従いまして、質疑させていただきます。

議案第46号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、お尋ねします。

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要となることから、その取り扱いに対して心配される個人情報の保護について強化を図るための条例改正であることは議案説明でお聞きしました。

マイナンバー制度については、行政手続上の簡素化や確実性、公平性などが言われる一方、その情報の扱いによっては個人情報が漏れることが心配されておまして、この制度そのものに疑念を抱く声も聞かれています。

今回、マイナンバー制度実施に対する住民の皆様の心配をなくすためにも、行政機関の取り扱いに対し律する姿勢をお見せすることは重要なことかと思えます。

そこで、この条例を改正するに当たり、個人情報に対する取り扱いについて、市職員の周知徹底、意識向上などの研修はどうなっているのか。部署によってはその扱いの多い少ないもあるかと思えますが、役所内の担当異動が行われることで定期的な研修や検証も必要かと思えますが、そのあたりも御説明いただきたい

と思います。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） マイナンバー関係の個人情報保護の取り組みといたしましては、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会にどのような事務で個人情報を利用するか、個人情報の保護を宣言する旨の評価書を提出し、既に同委員会のホームページにて公表されております。それにつきましては、このように、これ、ホームページからプリントアウトしたんですが、児童扶養手当に関する事務というようなことで、尾鷲市としてはこういう44項目の評価書を提出しております。

職員に対しましては、昨年より関係各課の担当職員、係長等を説明会、勉強会、研修会等に延べ18回、239名参加させております。さらに、インターネットによる学習管理システムを活用したマイナンバーの研修を取り入れ、全職員に研修を行うこととなっております。

個人情報保護条例の改正案及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく窓口等個人番号を扱う部署の安全管理措置として、市民サービス課の窓口カウンター等の改修、修繕費に係る補正予算案を本定例会に上程したところであります。

今後も尾鷲市セキュリティーポリシーの改正、それに基づく取り扱いの規定などの策定を予定しております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） このマイナンバー制度につきましては、今までも個人情報ということに関して厳しく取り扱いを求めてきたわけですがけれども、職員の皆様の扱いの徹底に関しましては、地方公務員法の第34条に守秘義務という項目があります。これはそれに関しては罰則もついておりまして、それは皆さん周知のところですがけれども、やはり小さなこの尾鷲市のような自治体ですと、顔が見え過ぎるというあたりで疑惑が生じたり、あと、うわさ話が先行したりといった、そういう悲しい状況もあります。その中で、やはり特に市の職員がこの個人情報を取り扱う上で、市民の皆様にとれだけの信頼をいただけるのかということがこういうマイナンバー制度が始まるまでには確立すべきものかなというふうに感じております。

その中で、県内のほかの取り組みを見ておりましたら、県内では桑名市なんですけれども、この公務の執行について市民から疑惑や不信を抱かれることのない、

信頼される市職員であるための指針という、そういった目的を持って職員倫理条例というものができております。この職員倫理条例は、ほかの県でもいろんなところで取り扱ってありまして、これは、きっかけとしてはその役所内での不祥事とか疑惑に対して律する姿勢を示すためにと、そういった目的でつくられております。

例えば滋賀県の大津市なんかでは、皆さんよく御存じかと思いますが、中学生が自殺問題を起こし、そのときにもやはり市民の信頼をなくしたということで、市長みずからが自分の姿勢を示すためにコンプライアンス研修を強化して、信頼回復のために市長倫理条例というものをつくっているという例もございます。

この個人情報の取り扱いについては、マイナンバー制度が始まる上でやはり市民の皆様が特に心配しておりますので、そういったことも踏まえて、こういった個人情報の保護の強化の条例を補完する意味も込めて、そういう職員の姿勢を示す条例の制定もどうかと思うんですけれども、そのあたり市長、どう考えられますか、お答えいただけますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 条例あるなしにかかわらず、個人情報というのは大切にしていかなければならないということは、これは周知の事実でありますけど、しかし、それを確実なものにするために、桑名市とか大津市の条例をちょっと見させていただいて、考えさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） やはり役所の中というのは個人情報が集まっております。守秘義務ということもわかっていながらも、ここだけの話というのが出てしまったりもします。そのあたりをきっちり、皆さんがもう一度引き締め直す意味でお示しする形をぜひ検討いただければなということをお願いしまして、今回の質疑を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 答弁はいいですか。

総務課長。

総務課長（下村新吾君） 尾鷲市職員のコンプライアンス行動指針というのを総務課のほうで策定させていただいております。これにつきましては今、見直しの段階でございますが、今月末に三役課長会の席で配付させていただいて、それに基づく職員のコンプライアンスに係る行動指針ということで、それを活用していただくという方向で現在進めております。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております15議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の15議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第17、陳情第1号「三木浦コミュニティーセンター建設についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前10時28分〕

〔再開 午前10時37分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第18、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、6番、濱中佳芳子議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 昨夜の一時的な大雨も事なきを得たようでほっとしております。これから台風の多く来る季節にもなっております。防災については、市を挙げて皆様の安全のために努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

す。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

団塊の世代が後期高齢者になる10年後、2025年をめぐりにさまざまな高齢者施策が進められています。住みなれた地域で安心して尊厳を持って暮らすための地域包括ケアシステムは、そのための仕組みづくりとして取り組まれます。昨年度第4回定例会で、小川議員の質問でそのイメージやスケジュールについて御説明いただき、今年度からスタートした尾鷲市高齢者福祉計画とリンクした形で計画実行されていくものと理解しています。

そこで、今回は安心して生活するために重要な医療体制と高齢者の生活支援についてお伺いします。

今年度第1回定例会で、来年度から実施予定とされている尾鷲総合病院のDPC制度について、半年くらい前には意思決定するという答弁をいただきました。そのための医療ニーズの検証をされるとのことでしたが、尾鷲総合病院がDPC制度の実施に向けた課題抽出はなされたでしょうか。

昨年の国会で成立した医療介護総合確保推進法により、三重県の医療ビジョンが策定されます。2025年に向けた病床の機能分化、連携を進めるためのものですが、現在その医療会議を進める中で、尾鷲総合病院が東紀州の医療に対し担う役割が示されてくると思われまます。持続可能な安心の医療を確保するため、尾鷲総合病院の経営体制に大きくかかわってくる制度導入について来年度からどうされるのかお答えください。

ことし6月時点で、尾鷲市の75歳以上後期高齢者は4,070人、その中で介護認定を受けていない方が2,673人、およそ3分の2の方が介護保険に頼らず、自立した生活をしていただいています。そして、かなりの割合でこの対象者がセンター管内にお住まいの方であるという現状があります。介護認定を受けずに生涯を全うできることは理想であり、誰もが健康で尊厳を保った生活をしたという願いを持っていますが、自立しているとはいえ加齢による衰えは避けようがなく、生活の中での不自由は年を重ねるごとにふえてまいります。核家族化が進み、ひとり暮らしや老夫婦のみの世帯がほとんどになっている今、日常生活の支援を家族だけで支えられなくなっています。

現在計画されている地域包括ケアシステムによって、住みなれた地域で尊厳を保った生活をするための支え合いの形が構築されていることはとても心強い制度ではありますが、その対象となるのは介護認定を受けている方がほとんどではない

かと思われます。そこで、介護保険に頼らず自立した生活を送る高齢者に対し、その日常生活を支えていくための行政のかかわりをどう考えるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

壇上からは以上で終わりたいと思ひます。お願ひします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、D P C制度についてであります。

D P C制度につきましては、従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する出来高払い方式とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療支援を投入した一疾患のみに、厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数から成る包括評価部分と従来どおりの出来高評価部分を組み合わせて計算する方式であります。

尾鷲総合病院におきましては、平成26年4月よりD P C準備病院として入院診療データ及び外来診療データを厚生労働省へ提出し、D P C対象病院への参加要件を含め検討を進めてまいりました。D P C対象病院の基準では、看護師夜勤時間1カ月72時間以内、一般病床平均在院日数21日以内の要件を満たす必要がありますが、入院病棟に勤務する看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間を超過する月もあり、さらには、平均在院日数につきましても基準の27日に近づいた月もありました。また、平成26年度における出来高算定とD P C制度の収益比較では、診療月によっては出来高算定の収益がD P C制度による収益を上回る月もあり、毎月確実に増収が見込める状況ではありません。

これらのことから、今後も引き続きD P C準備病院としての基準を維持する中で、入院や手術件数の傾向など、患者の受療動向等さまざまなデータの推移を検証するとともに、現在検討が行われている地域医療構想の動向も踏まえ、D P C対象病院の基準を十分クリアできるのかどうかを慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の暮らしを支える本市の取り組みについてであります。

現在本市では、第6次尾鷲市総合計画の基本目標の一つに、みんなが安心して健やかに暮らせるまちを掲げ、健康づくりや高齢者保健福祉の推進に取り組んでおります。中でも、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康に暮らせるよう、介護予防を中心とした取り組みを進めております。

そのような中、本年4月に改正された新介護保険法では、地域全体で高齢者を支える仕組みとして、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア

会議の推進、生活支援サービスの充実強化など、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が掲げられており、本市においても地域の実情を踏まえた仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

新介護保険法では、先ほど申し上げた地域支援事業の充実に加え、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が介護保険給付から市の地域支援事業に移行されるとともに、関連した多様なサービスの提供も必要となります。その実施については、既存の介護事業所によるサービスのほか、地区の福祉委員会やボランティア、NPO団体などの協力も必要なことから、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと定期的に協議を行っており、平成29年4月の開始に向け介護事業所等との協議を始めることとしております。

このように現在進めている取り組みのほか、議員の御質問にあります、介護保険に頼らず自立した生活を送る高齢者に対する施策といたしましては、従前より各地区で保健師が中心となり行っている健康体操やNPO法人元気寿命を創造する会による介護予防教室などにより健康寿命を延ばす取り組みに加え、地域包括ケアシステムの構築にあわせて買い物、ごみ出し、掃除など、日常生活における生活支援サービスについても検討することとしております。

また、自宅への閉じこもり防止を目的に、高齢者が気軽に集いお話をしたり、体操や創作活動、昼食などをともにしたりして過ごすサロンについても、多くの高齢者に継続して利用していただけるよう内容の検討を行っており、来月に林町会館で第1回の試行を行うこととしております。

このように、あらゆる高齢者に対し健康寿命を延ばす取り組みやそれぞれの介護度に合わせたサービスを提供するとともに、元気な高齢者にはこれらの事業への協力をいただきながら、地域全体で高齢者を支え、みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

ではまず、総合病院の来年度からの医療制度に対して、今説明いただいたように、基準をDPCにすることで優位になる基準をクリアできない月もあるという説明をいただきましたけれども、では、28年度からはこの制度はスタートしないということよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） 先ほど市長が御答弁させていただきましたよう

に、現在の準備病院としての基準を維持する中で、今後28年度以降もそういった基準をクリアできるのかどうかといったところを慎重に見きわめてまいりたいといったことで、本来、DPC対象病院として参加するのであれば、来年4月の診療報酬改定の時期の半年前、今年9月いっぱいには申請することになっていますけれども、今回は、先ほど市長が申しました事情等により、参加の申請は見送らせていただきます。ただし、引き続き準備病院としての基準を守るよう努力してまいりたいと、そのように考えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 一度進めようとした制度を見送るということに関しては慎重な判断がされたことと思いますので、そこは理解したいと思います。

ただし、このDPC制度で心配されておりましたのは、やはり早期退院を目指すというところに診療報酬が高得点をとれるという制度ですので、地域在宅の医療が充実していない地域にとってはとても心配する面が多かったので、少しそこはほっとしているところなんですけれども、ただし、急性期医療の代名詞のような制度ですので、ドクターの確保とかそういったあたりで、このDPC制度に移行することで有利であろうと思われるところもありますので、今後その基準が満たされていくようになればまたそこに進んでいけるようなことで、お医者さんの確保なんかもまた強化できるのかということも考えておりますので、慎重に進めていただきたいと思います。

じゃ、1点だけ、そのDPC制度を実施するであろうということで、昨年度このシステムを導入して債務負担行為を立てておると思うんですけれども、それは今回見送るということで診療報酬改正が2年先になりますけれども、そこまでの間、これが、費用が無駄にはならないのかどうか、そのあたりの御説明をいただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） DPC制度を実施する上で必要となります、今議員もおっしゃられましたシステムにつきましては、診断群分類包括評価システムと申しまして、厚生労働省にDPCデータを提出することにより、診療録管理体制加算及びデータ提出加算の加算点数として診療報酬に上乘せされております。今後も引き続きDPCデータを提出することにより、診療録管理体制加算及びデータ提出加算として診療報酬に上乘せされる予定でございますので、導入したシステムにつきましては今後も引き続き有効に活用してまいりたいというふうに考

えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、瀨中議員。

6番（瀨中佳芳子議員） ということは、制度を取り入れなくても、そのデータを送ることによって加算がいただけるという理解をすればいいんでしょうかね。それでいいですか。ちょっとそこだけ確認をお願いします。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） そのとおりでございます。

議長（村田幸隆議員） 6番、瀨中議員。

6番（瀨中佳芳子議員） そうしますと、総合病院の診療体制は今までと変わらずに、今後の経過を見ながらということで、県の総合ビジョンが決まってくる上でまた見直しを含めて進めていくというふうに理解させてもらいます。

そうしますと、今回、この包括ケアシステムを構築していく上で、総合病院で治療した後の在宅医療、そういったものが重要なポイントとなってくると思われます。この在宅医療に関しましては、地域の開業医の先生たちとの連携は欠かせないとも考えておりますので、紀北医師会との連携、今まででもしっかりとした協力体制をいただいておりますので心強いんですけども、ここに来まして南輪内診療所の閉院が決まったと聞いております。

地域に医療機関があるということは移動手段が不自由な高齢者にとって、特にやはりこういうところがなくなる不安というのは物すごく大きい、いろんな声が届いております。民間の医療機関の存続に役所が直接かかわるということ、なかなか難しいことも理解しているんですけども、あるものがなくなるという、こういう不安を考えている地域に対して、差し当たってどんなことで安心していただける策があるのかどうか、そのあたりの考えを、市長のほうで考えがありましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 来月末をもって閉院される南輪内診療所につきましては、先月20日の日に梶賀・曾根・賀田・古江区長などから存続に向けての陳情書が提出されており、関係各課に指示を行って対応策について検討を行っているところであります。

議員御質問の無医地区に対する施策につきましては、従前から行っております、先ほども言わせていただきました、健康教室とか介護予防教室による健康寿命の延伸のほか、紀北医師会さんの協力のもと在宅医療の充実による医療の提供、地

地域包括ケアによる介護サービスや生活支援サービスなどの高齢者が住みなれた地域でも安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

具体的に、すぐ南輪内診療所についての具体案としてはなかなか見つけられないんですけれども、今後は、より重要となる在宅医療及び介護の連携体制整備につきましても、従前より勉強会を開催しておりますが、昨年10月からは紀北医師会、尾鷲市、紀北町、地域包括支援センター、尾鷲総合病院地域連携室、訪問看護ステーション、在宅ケアグループ等で構成する尾鷲市・紀北町在宅医療・介護連絡協議会により定期的に会合を行い、在宅医療に関する事例研究等を重ねております。

今後も、紀北医師会及び訪問介護事業者等の協力のもと、地域医療における在宅医療というものを何とか検討していきたいと思っております。聞くところによりますと、三木里の小規模特養あさひで診療所を開設しまして、週2日診療を行うというようなことも準備中であるというふうに聞かせていただいておりますので、そういったことへの対応についてもこれから考えていかなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 実は、4月にも病院のことを質問する際に例として挙げさせてもらったんですけれども、石川県の珠洲市、ここも日本で一番小さな市となっております。人口が1万4,000人しかおりません。そこでその総合病院が黒字経営で、地域医療を担っているということのを例として挙げさせていただきました。今回、生活文教のほうでも視察をさせていただこうというふうな計画になっておりますけれども、ここの病院では、やはり尾鷲市のように離れた地域にその集落を持っている関係で、市内2カ所に病院の診療所を持って、それぞれ週1回、週2回というような診療日を設けてお医者さんを派遣しているという、そういった例があります。

診療所を開設するということに対して、施設のものというのはどういった条件が要るのかを調べてみましたら、建物そのものに特別な制約はないようで、今それこそ進めておる空き家利用の中でも考えられる施設なのかなというふうなことも感じましたので、そういったあたりも踏まえて、そこに住まう方たちが移動手段を考えずに診療を受けられるような体制ができないかということも検証の中に入れていただきたいと思いますと感じております。

今言っていただきました輪内の中での移動に関しましても、今ありますふれあいバスの路線では北輪内と南輪内が分かれておりますので、そういったところにも、南輪内の方が三木里地区にある病院に通うということに関しては病院独自の送迎ということも以前はやっておられたようではございますけれども、そこも役所が担う部分があるのではないのかなという気がするんですけれども、そういったあたりお考えはないでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 在宅医療ということであれば当然出張所の診療所とか、あるいは往診、こういった対応が考えられますので、紀北医師会のほうにお願いして、往診の充実をまずお願いしていきたいなというふうには思っております。

それともう一つ、先ほど言われました、診療所とか個人病院に行く場合、あるいは尾鷲総合病院に行く場合については、バスの利用というのが大半を占めるわけですね。今、ある輪内の方が三木里の個人病院に行く場合については、三木里駅で乗りかえるか、あるいは八十川のあたりで降りていただいて350メートルぐらい歩いていただかなければならないというふうなことでございまして、交通体系での支援についても一度考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますが、なかなか困難な問題がたくさんありますけれども、そういったことも念頭に考えさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） これは6月の一般質問で少し聞かせていただいたんですけれども、そのデマンドバスというような形も高齢者にとってどうなのか。これは、市の交通体系の全体にかかわることかと思えます、高齢者に限ったことではなくて。本当に交通の不便なところで住まう者にとっては、すごく興味のある問題なんですけれども。

今回、このデマンドバスをもう一度もう少し詳しく聞かせていただきたい部分があるんですけれども。今回、この27年度から始まりました高齢者の福祉計画の中に市民アンケートとして、やはり、高齢者の生活の中で支援、何が重要かというアンケートの中にあられてくるのは、当事者でもそうですが、お世話をする支援員の方たちの言葉の中にも移動手段の確保というものがかなり大きな割合を占めておりました。そして、この移動手段を確保することによって、そういった高齢者に対してどんな波及効果があるかということ調べてみました。

現在東北の震災によって中止されているんですけれども、福島県の南相馬市に

まちタクシーという、そういった制度がございました。これ、移動手段を確保して、特に高齢者にそのひきこもりを防止するための施策として使われていたものなんですけれども、これ、平成の10年代に5年ほどのデータをとったところが、移動手段が確保された地域から順に医療費が抑制されているという数字にあらわれた結果が出ておりました。やはり皆さん、おうちの中に引きこもってしまうということを高齢者の方がよく口にされます。これは周辺地区に限ったものではありません。

尾鷲市においても、やはり今ふれあいバスが通っていないところに、その方たちはそういった出かけていくことがすごくおっくうになっているということを聞かされます。先ほど市長のほうから言っていただきました、介護保険に頼らない健康な方たちに提案していくサロンであるとかそういったものに関しても、やはり移動手段があるとないでは大きく違う。この尾鷲市の傾斜の大きな地形を考えますと、行きはよいよいで帰りは怖いというようなこともあります。そういった中でもっと公共交通の充実をさせることも、社会福祉の一つとして行政が担うところではないかというふうに考えております。

そこで、もう一つ、その交通手段の確保の中にデマンド型をもう一度提案させていただきたいんですけれども、デマンド型のバスを採用している取り組みを見てみますと、その地域地域で事情が違う中で、地域ニーズの把握というところが重要になってくるというふうに聞かされます。例えば、同じ輪内地区でも梶賀・早田のようにおわん型になって平たいところが集中している地域と、あと古江・三木浦のように横に長い地形をしているところでは、もう車の使い方もおのずと違ってきます。そうしますと、地域別の把握ということが重要になってくるのかなと思うんですけれども。

せんだって予算をつけて実施しようとした集落支援員という制度がございます。今どの段階に来てるのかも一つ確認はしたいんですけれども、集落支援員の仕事の中に、地域の集落のあり方についての話し合いをしたりであるとか、集落の中のニーズの点検をしたりであるとかというようなことも入っておりますけれども、実は、地域の方たちに、この集落支援員の役割というものがきちんと伝わっていないようなことも感じております。

いま一度、この集落支援員に関しての制度、そもそもの制度であったりとか、尾鷲市がこの集落支援を入れることによって求めようとしているもの、そういったあたりを御説明いただきたいと思うんですけれどもお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど濱中議員から、例えば地域公共機関であってもその地域の実情をという、詳細にやっぱり把握しなければならないというようなことで、総務省のほうでは集落支援員、要するに地域おこし協力隊は外部の目を持った方でもいいわけですが、集落支援員は地域の事情に詳しい方を集落支援員として迎えるということで、まずは地域の実情、高齢者の方の見守りとか、そういったものも含めて地域の課題点とか問題点をいろいろ把握して、それをいろんな方との話し合いの中で克服していこうという制度であります。

この件に関しましては、市民サービス課長から詳しく報告をさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） それでは、集落支援員制度について概略を説明させていただきます。

御存じのように、先ほど市長も申し上げましたように、集落支援制度というのは、まず地域の現状、例えば通院であるとか、買い物であるとか、伝統文化であるとか、さまざまな行事であるとか、そういったものがどのような状況にあるかということをもとに抽出することが重要だと考えております。それをもって、住民が今後どのようなことをしていったらいいかということをお話し合う場、この話し合う場が特に重要なことと考えております。そういった中に集落支援員を導入いたしまして、専門員のコーディネーターを導入したりして議論をして、今後それについてどのような取り組みの施策ができるかということについて住民と一緒に共創の立場で持続可能なまちを構築するために話し合っていくというのが、集落支援員制度だと認識をしております。

そういった中で、個々に4月から5月にかけて、市長からそういった説明を区長の方々にも御説明をさせていただき、また、5月と7月には区長会を通じてそういった説明をさせていただいているところでございますけれども、少し、議員さんおっしゃられるように、その辺の認識というものが住民の方と私のところの間に乖離があるというようには感じておまして、今後住民の方とそういったものを情報提供しながら話し合える場が持てればということで、検討する中で構築を考えていきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 簡単に言えばコーディネーターですね。まちのコーディネ

ーターを集落支援員の方に担っていただく、課題抽出の話し合いの場を仕切っていただくというふうに理解すればよろしいのでしょうかね。今回どうしても実働のところを急ぐ余りに、こういった方に実働してもらおうという、ちょっと短絡的な理解になっているような気がしてならないですね。なので、ただ、この尾鷲の地域性を考えたときに、地域の実情に詳しい方というふうになりますとどうしても地元の方というふうになると思います。地元の方に中心になって話し合いを進めていただくということに実は難しさがあるのかなという気がしまして、それならば、例えば町内会長でいいではないか、区長ではだめなんではないかとといったようなこともあると思うんですね。

なので、そういった支援員を入れることのメリットがもっとわかりやすく伝わるように、そして、具体的な何に向かってニーズを把握するのか、そういったことの抽出をきちんと行政が事務仕事の中でお示しするということが必要ではないのかなと思うんですけれども、そういったあたりの課題はどういうふうに考えられますか。地元の方にそれを担ってもらうことがきちんと地元の方にわかっているのかどうか、どうやって理解していただくのかなという気がするんですけど。

議長（村田幸隆議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） その集落支援員制度というものは、一応市長もお話しさせてもらいましたが、地域の事情に詳しい方ということになっておりますけれども、外部から見てその地区に一応興味を持っている方であるとか、そういった方も一応集落支援員として協力をいただくことも可能でございます。そういったところの整理も含めましてさせていただき、たとえ地元の方が集落支援員として配置されたとしても、施策を構築するに当たっては専門的知識も必要でございます。そういったところに専門員であるとか、コーディネーターを外部から入れていっていくという中で、そういった認識、そういった組織といいますか、そういったものについて御理解いただくことをまず努めてまいりたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） わかりました。恐らくこの包括ケアシステムができ上がっていく中でも、やはりその各地区別という事情は必ず出てくるものと思っておりますので、確かに役所のすることは全部の市において公平性ということは求められると思っておりますけれども、そこにプラス地域の実情というあたりが組み込まれて、

初めてきめ細やかなものともなってくると思いますので、そのあたりをきちんと構築されていくようお願いしたいと思います。

実は、この地域支援員の方のお話をしましたのは、一番、今、目先で困っている医療に係る体制として移動手段をきちんと確保したい。その中で、デマンド型の交通であるとか、その地域に合った移動手段の確保という中で、国土交通省に社会実験という制度がございます。

これは、現在、今年度の分はもう募集が終わっておりますので来年度以降のこととなると思いますけれども、約半年間の中でその実験をする費用を国費のほうで賄っていただきながら、その地域にどういったものが必要であるのか実証実験をするという形があります。それは窓口はあくまでも自治体が窓口ですけれども、実施機関としましては、地域のNPOであるとか、あと任意団体であるとかというあたりが実験をできるという、そういった制度がございます。

今、財政が厳しい中でこういった交通施策を実行していこうとしますと、やはり財政的な面を考えることが大事になってきます。やってみてだめだったでは困るわけで、それを実験させていただけるような、そんな制度をぜひ生かしていただきたいと思うんですけれども。約半年間実験をして、構築できなければ中止、それも選択肢の中にあります。継続していくこともできる。事業実施というふうになっている社会実験を経ての事業もございます。そういったお試しをするのに、地域地域に合った形を整える上での地域支援員の役割というのが大きく使えるのではないのかなという気がしたんですけれども、社会実験に向けての期待であるとかそういったあたり、市長、どういうふうにお考えになりますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、運行させていただいているふれあいバスを実際にやる前にも実証運行をやらせていただいております。そういったことも踏まえて、これから足の確保、交通の確保というのが大きな問題になってきますので、デマンドも含めて調査等の補助もございますので、それなんかも採用しながら、あるいは、実際的にその社会実験も念頭に入れて考えさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 交通の確保ということにちょっと固めて聞きたいんですけれども、以前からスクールバスの柔軟な使い方ということも提案させてもらったりしながらも全く動かない状態でおります。今、前のデマンドバスの質問のときにも聞かせてもらったんですけれども、賀田インターがある中で、やはり輪内地

区の方たちは少しでも便利な道路の使い方というあたりを言われております。

そういったスクールバスの柔軟な使い方に関して何が問題点なのか、何でできないのかというあたり、どういうふうに考えていらっしゃいますか。スクールバスを柔軟に民間のバスに。ほかのところではやっているところがあるので、尾鷲市でできない理由は何なのかなというふうに思うんですけど。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、運行しているスクールバスにつきましては、九鬼から賀田に向けて、それから梶賀から賀田に向けての2方向からのバスが3台運行しております。これらは文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金を活用して整備したものでありまして、原則は学校教育活動における利用に供するものであるということこれは当たり前の話でありますけど、最近は通学だけじゃなしに学校教育活動の中でもいろんな需要が出ておりまして、その調整というのがなかなか困難な話なんですけど、しかし、これを今いろんな形でよそはやっているところがありますので、そういった規制緩和の流れの中で、運行先とか、それとか運行時間など、これは限定的になりますし、定期的なものじゃなしに不定期なものになってきますけれども、そういうことで有効活用ができる仕組みについて一度ちょっと真剣に考えていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 真剣にという言葉をいただきましたので期待をします。

もう一つ、あと、高齢者の交通安全に対する取り組みで、三重県では運転免許返納者割引定期券といったような形で、65歳以上の方がもう自分の運転にちょっと自信が持てなくなったとか、やはり肉体的に無理が出てきたというあたりで免許証を自主返納した場合には、公共交通に対する割引制度ができております。特に北部のほうでは、それを利用して公共交通に切りかえましたというような、そういった形があります。

そういったものがやっているのは三重交通の路線であるとか、三岐鉄道の路線であるとかという、そういう通常の民間バス会社の路線のあるところに限ってというような形で三重県内ではやっておりますけれども、ほかの県の自治体を見ますと、自主財源でも免許証を返された方に不便のないような形をとっている自治体もあります。

そういった形は尾鷲市では考えられないかなと思うんですけど。確かにふれあいバスの利用者はふえてはきてはおるんですけども、時間帯によっては空席の

目立つ時間帯もございます。改めて別の車を走らせるわけではないので、そういった形で利用を促すような形もできるのではないかと思うんですけれども、そういった考え方はいかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 実は、先ほど言われた、運転免許証を自主返納された高齢運転者への支援施策については、尾鷲市の地域公共交通活性化協議会の委員の中からも提案があったところで、それについて今検討を進めているところであります。

県は年間定額でフリーパス形式による方法を取り入れておりますが、例えばコミュニティバスの利用券をお渡しさせていただくとか、さまざまな手法があると思いますので、今、本市の実情に適した形を模索しているところであります。

今後、尾鷲市地域公共交通活性化協議会の中で支援策を議論させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） もう一つ、介護認定を受けてなくても40歳以上でしたか、介護保険料を払いますよね、もちろん社会保険料のことなんですけれども。健康でいる間というのは、実は健康であるというお得をいただいているんですけれども、何か払い損のような気がやっぱり病気をしない方は思いませんか。特に介護保険なんかになりますと、高齢になっても保険料を払うけど自分らは別に特別なサービスを受けていないので。

その場合、介護保険をじゃ認定されたほうが得なのかといえ、実はその社会保障の社会保障費を抑制したいという中では、やはり健康でいていただきたいというのが本来の形だと思います。そのときに、尾鷲市の制度の中には、介護認定を受けて、要介護度4、5の方たちが認定を受けていても介護サービスを受けなかった場合、その人たちには介護の仕組みを家族で支えていただいているということで報賞金ですか、御褒美のような格好で奨励金のようなものがあるというふうには聞いているんですけれども、介護認定を受けてもサービスを受けない方にそういう特典があるのであれば、じゃ、もう介護認定を受けずに元気で自立して生活している方たちが、お得感という言葉が適当かどうかわかりませんが、励みになるような特典、お金だけではなくていろんな特典があってもいいのではないのかな、元気でいてくれてありがたいがあってもいいのではないのかな、それによって社会保障費が抑制されるのであれば、市のほうで認定を受けずに頑張ってくださいる方に対するそういった形があってもいいのではないかなと思うんで

すけど、そういった形、どうでしょうか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） たしか介護認定の4、5の方については、介護サービスを受けなかった場合については、それは家族で介護をしていただいておりますので、その家族の方に対して何らかの報賞という制度がございます。そういったことでもありますし、今、健康に関しては健康ポイントがございますので、何とか介護についても介護ポイント的なものを考えられないか、いろんなそれは考え方があると思うんですが、実際その介護を受けるようになってからいろんな特典があるとか、そういったことも含めて今考えているところでありますので、またいろんな御指示いただければありがたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 本当に元気でいてくださる方たちが支えてくれるからこそこの介護制度というのもありますので、そのあたりを考えていただきたいと思いません。

それと、もう一つ、介護を受けていない方たちは、日常にケアマネージャーの方ですとか、そういう施設の方たちと接する機会が実は介護認定を受けている方よりもぐっと少ないということがあります。地区によってはその福祉委員の方たちがいろいろ御苦勞をいただいて、いろんな情報をお届けしていただいているところもありますけれども、やはりそういった自立をしているけれども、なかなか外に出る機会のない人というのは情報を受け取ることが難しい状況もあります。

なので、そういった、もっと情報の伝達ということに対して積極的なものが欲しいと思うんですけれども、高齢者の方はそんなにホームページに頼ることもできませんし、そういった方たちの、健康ではあるけれども、どうしても情報の得られない方に対するそういった健康情報の渡し方、広報には載っておりますけど、なかなかそういったものも全て網羅して見ていただくということもなかなか難しい状況もあります。そこのあたりの啓発の考え方というのを、計画も含めてありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 健康であって、なおかつ介護制度も理解していただいて介護サービスを受けていないというのだったらこれはもうありがたい話なんですけど、しかし、介護サービスを受けたいんだけど中身がわからないので受けられないというのは、これはもう本当に大変な問題でありますので、その辺を、例えばこ

れから試行しようとしておりますサロンとか、あるいは出前講座とか、いろんな形を通じて介護制度そのものについて知っていただくということを進めていかなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 本当に、必要性は市長も理解していただいていることを確認できましたので、ありがたいなと思っております。検討事項に関しましては、やはり時間的に早く進むことも望みたいので、ぜひそのあたりもまた何度か後の質問で検証させていただくこともあろうかと思っておりますので、ぜひ積極的に動いていただきたい。

それと、そういう事業を進めていく上で、やはりマンパワーというのは欠かせないものだと思います。役所の中も本当に職員の数も減ってきている中で、全てのものをすぐに進めてくださいというには人手もたくさんいることもありますので、そういったときに、例えば集落支援員の方たちに協力をしていただいて、その地区で解決できる問題に関しては、その地区ごとに取りまとめをしていただく、マンパワーを貸していただく、役所のお手伝いをしていただくことが市長の言われる共創、協働の世界だと思いますので、どうかその辺、積極的にやっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、私、この2カ月ほどの間に、自分の不注意でつえを使わなければいけない時期を過ごしました。思わぬことでしたけれども、やはりそういうけがをしてみてもよくわかったんですけれども、人間の想像力というのはやはり限りがあるものだな、自分がやっぱりその身になってよく感じるものが幾つかありました。おかげさまで、けがをしたのが左足だったものですから、車を使うことができましたので移動はできました。だけど、その移動した先での用事をするのに、やはり人の手が要りました。特に買い物がありました。もう荷物を持ってはなかなか移動ができない状態でした。これは恐らく介護認定は受けられないけれども、つえが必要という方も多くいる中で、高齢になって1人でしか買い物に行けないということはこういうことに陥るんだなということも感じるようになりました。そういった方たちをどこまで役所が社会保障として支えていくのか、限りある財源の中で何ができるのかということは、本当に真剣に、この高齢化が進んでいる中では、尾鷲市は安心して年をとることができるんですよというアピールのためにも必要な施策かなというふうに感じるようになりましたので、そのあたりをぜひお願いしたいと思っております。

それと、やはり公共交通のあり方を考えるときに、きょうは周辺地区のことを中心に話をつくってまいりましたけれども、この旧町内でも例えば倉ノ谷の奥であるとか、泉の奥であるとか、あと桂ヶ丘のほうとか、そういったこれから津波を心配する尾鷲市において重要であると思われる、高台のほうに移動するために、実は道路が狭くてなかなか入れないというところがあります。

以前、市民の方で、夢のような話ですけどねと聞かせてくださった方がいました。今、縦のラインを一生懸命つくっていますよね。港から新田線を通って光ヶ丘へという道も、これは防災にとってとても大事な道になってきます。これから先、今後またマスタープランなんかを考える時期が来たときに、今度は光ヶ丘から倉ノ谷、泉というふうにつながる高台の横のラインというのをつくったらどうか、それが桂ヶ丘のほうにずっと伸びて行って、そして、また42号に戻ってくるというような循環道路ができればすごく防災にとって有効ではないのかという話をしてくださった方がいました。この話を思い起こすと、恐らく旧町内の高齢者たちの公共交通を考える上でも、市内循環という形でまた新しい形も見えてくるかと思えます。今後何十年後になるかもしれませんが、そこまでの形を見据えた地域づくりということをお願いしたいと思えます。

市長のほうで、もしこれに関して意見がありましたらお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 高齢者を支えていく中では行政がもちろん支援することは大事な話でありますけど、やはり濱中議員が言われたように、マンパワー、要するにいろんな方がみんな支えていくということが大事であります。そういった中では民生委員の皆さんは本当に一生懸命やっていただいて、もうただ感謝するばかりであります。

それから、公共交通機関につきましては、これからも随分それを維持、存続していくのには困難が考えられますので、それも含めて先ほど提案していただきました横のライン、一応基本的には空白地域としては大分解消させていただきましたけど、しかし不便地区というのが随分ありますので、これの解消が今後の課題の第一かなというふうに思っております。それにつきましては、ただ短絡的に現在の形を求めるのではなしに、やはりじゃ将来的にどうなんかということも含めて考えさせていただきたいなと思っております。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

以上で本日の一般質問を打ち切り、あす8日火曜日午前10時より続行するこ

とにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午前11時31分]